

第36回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

- ・事業報告

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

- ・連結計算書類

連結注記表

- ・計算書類

個別注記表

第36期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）

Shinwa Wise Holdings株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、株主様に交付する書面（電子提供措置事項を記載した書面）には記載していません。

なお、本定時株主総会においては、書面交付請求の有無に関わらず、全ての株主様に電子提供措置事項を記載した書面を交付しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 当社ならびに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「グループ行動憲章」を策定し、代表取締役社長が継続的にその精神を当社ならびに子会社の役員及び使用人に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

当社及び子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。

当社は、財務計算に関する書類その他の情報の適正を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制の整備を推進する。

これらの徹底を図るため、当社は、コンプライアンスへの取り組みをグループ横断的に統括することとし、当社が中心となりグループ全体の教育等を行う。

また、法令上疑義のある行為について当社及び子会社の役員及び使用人が直接情報提供を行う手段として「内部通報制度」を設置運営する。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書取扱規程」及び「稟議規程」の定めるところにより、当社の取締役の職務の執行にかかる情報を、文書または電磁的媒体に記録し、保存及び管理する。当社の取締役及び監査役は、これらの文書または記録を常時閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社は、リスク管理行動指針として、「リスク管理規程」を当社及び子会社の役員及び従業員に周知する。グループ各社は、固有のリスクに対応するため、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成配布等を行うものとし、グループ横断的リスク状況の監視及び対応は当社が行うものとする。定期的なリスク管理体制の見直しを当社の取締役会において行い、問題点の把握と改善に努める。新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者を定めて迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役会は、当社ならびに子会社の取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、目標達成の進捗状況を管理できるよう、当社及び子会社の取締役会における月次の業績報告により、取締役が期中においてグループ全体の業績をタイムリーに把握できる体制を整備する。その他、この目標達成に向けてグループ各社が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成方法を定めるため、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- ・ 職務権限・意思決定ルールの策定
- ・ 経営会議の設置
- ・ 中期経営計画の策定
- ・ 中期経営計画に基づく業績目標と予算の設定

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」を制定し、同規程に従って、適切に管理する。

当社は、子会社の自主性を尊重しつつも、子会社の業務及び取締役の職務の執行の状況を当社の取締役会及び経営会議にて定期的に報告を受け、会計業務、経営等に関する事項について適宜意見を提示する。子会社の重要事項は、当社取締役会及び経営会議において精査すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率化を図るとともに、その職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための統制を行うことで、当社グループの業務の適正を確保する。

当社の監査役は定期的に子会社の監査役等と意思疎通・情報交換を図り、必要に応じて子会社を調査する。

当社の「内部通報制度」の窓口を、当社グループ共有のものとして設置するとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に当社グループ内で不利な扱いを受けないことを確保する体制を整える。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役は、必要に応じて当社の内部監査担当者を補助者とし、監査業務に必要な事項を命令することができる。当社の内部監査担当者は、当社の監査役会との協議により監査役の要望した事項の臨時監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助者は、その命令に関して監査役以外の者の指揮命令を受けない。なお、補助者の人事考課及び異動に関しては、監査役の意見を尊重するものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役の要請に応じて下記の項目を主なものとする報告及び情報提供を行うこととするほか、常勤の監査役が取締役会のほか経営会議をはじめとする社内の重要会議等に出席し、自ら能動的に情報収集ができる体制を確保する。

- ・ 当社の内部統制システム構築に関する各部署の状況
- ・ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・ 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
- ・ 内部通報制度の運用及び通報の内容
- ・ 稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

当社グループの役員及び従業員は、当社グループに重大な損害を与える事項が発生または発生する恐れがある場合、当社グループの役員及び従業員による違法または不正を発見した場合、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、適時、適切な方法により監査役に報告する。この監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁じ、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び従業員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。監査役は、代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行により経営監視機能の強化及び向上を図り、また、その職務の遂行上必要と認める場合には、弁護士、公認会計士、税理士等の外部の専門家を利用することができる。

監査役が監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会、監査役会の各機関を設置しております。取締役会は社外取締役3名を含む5名の取締役で構成されております。監査役会は3名の社外監査役で構成され、うち1名を常勤監査役として選定しております。

当社は、取締役会規程を含む社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度は39回の実行役員会を開催し、各議案の審議では活発な意見交換がなされております。

監査役は、当事業年度において13回の監査役会を開催し、監査役会において定めた監査計画に基づき、監査を実施しております。監査役は、取締役会決議その他の取締役の意思決定に関して、法的義務の履行状況を、事実認識の正確性、意思決定過程の合理性、意思決定内容の適法性及び経営者としての合理性等の観点から監視検証しております。

子会社に対しては、一定基準に該当する重要事項については、当社取締役会での報告を義務付けており、子会社を含む当社グループの業務執行状況が、当社取締役会で報告されることにより、社外監査役が、独立した立場から当社グループの経営に関する監視ができるとともに、社外取締役が、独立した立場から当社グループの経営への監督、関与ができる体制を整備しております。

また、常勤監査役は、重要な会議等への出席や、代表取締役、会計監査人と定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

連 結 注 記 表

(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

Shinwa Auction株式会社

Shinwa Prive株式会社

Shinwa ARTEX株式会社

シンワメディコ株式会社

アイアート株式会社

Shinwa Digital Arts株式会社 (Edoverse株式会社より商号変更)

(注) 連結子会社Shinwa ARTEX株式会社が保有する連結子会社SHINWA APEC MALAYSIA SDN.BHD.(以下「SAM」という)の全株式を譲渡したため、当連結会計年度よりSAMを連結の範囲から除外しております。また、清算手続を行っていたShinwa Market株式会社及びシンワクリエイイト株式会社は、清算が終了したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の状況

非連結子会社の数 2社

非連結子会社の名称

Shinwa Medico Hong Kong Limited

SHINWA MYANMAR COMPANY LIMITED

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない関連会社の状況

持分法を適用していない関連会社の数 2社

持分法を適用していない関連会社の名称

ASIAN ART AUCTION ALLIANCE COMPANY LIMITED

中国芸術品投资管理有限公司

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ 棚卸資産

商品、製品及び仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法）を採用しております。なお、有形固定資産の一部（太陽光発電設備）については、定額法を採用しております。

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証額の取り決めがある場合は当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につ

いては個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、履行義務に対応する対価は、履行義務が充足された後、概ね1～2ヵ月以内に受領しているため、重要な金融要素を含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる変動対価はありません。

(1) オークション事業

履行義務に対する主な対価は、成約手数料及び落札手数料であります。当社が開催するオークションにおいて出品物が出品された時に履行義務が充足されるものの、契約上出品物が落札されることが成約手数料及び落札手数料の請求条件としていることから、落札時に収益を認識しております。

(2) プライベートセール

顧客に商品を引き渡した時点において顧客が商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されることから、商品の引渡時点で収益を認識しております。

(3) 資産防衛ダイヤモンド販売事業

顧客に商品を引き渡した時点において顧客が商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されることから、商品の引渡時点で収益を認識しております。

(4) 売電関連事業

当事業における履行義務は、売電契約に基づき、契約期間にわたり、継続的に電力の供給を行うことであり、時の経過に応じて履行義務が充足されることから、会計期間に対応した収益を認識しております。

8. その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、確定給付型の退職給付制度を採用しており、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

9. のれんの償却方法及び償却期間

12年間の定額法により償却を行っております。

II. 会計上の見積りに関する注記

1. 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品 1,016,850千円

売上原価 68,138千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、棚卸資産の評価基準について、個別法による原価法（収益性に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。具体的には、個々の美術品について保有（販売）方針に基づき、通常商品と戦略的在庫商品に分類を行った上で、営業循環過程から外れた棚卸資産について、一定の期間、一定の率を用いて毎期規則的に切り下げを行うことを基本としています。

しかし、将来の不確実な経済環境の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において影響を与える可能性があります。

2. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 224,576千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの当連結会計年度末の連結計算書類に計上されているのれんは、連結子会社であるアイアート株式会社を取得した際に発生したものであり、取得時に対象会社が作成した将来の事業計画に基づいて超過収益力を検討し、計上しております。

のれんについては、減損の兆候の有無について検討し、減損の兆候を識別した場合には、のれんの残存償却期間に対応する期間の割引前将来キャッシュ・フローを帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。また、減損損失の認識が必要と判定された場合には、当該のれん計上額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

当該のれんについては、取得価額のうち、のれんに配分された金額が相対的に多額となっていることを考慮して、減損の兆候が生じているものとして、減損損失の認識の要否の判定を行っております。

将来キャッシュ・フローの見積りについては、対象会社の直近の事業計画達成状況及び対象会社を取り巻く経営環境及び市場の動向などに基づいて策定され、当社及び対象会社の経営者により承認された翌連結会計年度の事業計画等を基礎として算出しております。事業計画等の主要な仮定は取扱高であり、実績及び予測等を考慮して決定しております。

当該主要な仮定は、不確実性が高く、将来の予測不能な事業環境の変化などによって、将来キャッシュ・フローに影響を受けることがあります。見積将来キャッシュ・フローが悪化した場合、減損損失の認識により翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

Ⅲ. 会計方針の変更に関する注記

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日）及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる連結計算書類への影響はありません。

IV. 追加情報

(不適切な会計処理)

当社の連結子会社であるShinwa Prive株式会社等において、2019年5月期から2024年5月期までのプライベートセールに関する不適切な会計処理により、実態と相違がある売上計上が行われている疑いがあることが判明いたしました。これを受け、2024年7月4日開催の取締役会において、プライベートセールに関する会計処理において疑義が発生したため、専門的かつ客観的な調査が必要であるとの判断に至り、業績への影響の有無、社内体制の不備の有無や原因の究明及び再発防止策の策定等を目的として、外部専門家で構成される第三者委員会の設置につきまして決議いたしました。

当社は、2024年9月6日、第三者委員会から調査報告書を受領し、連結子会社であるShinwa Prive株式会社等が行った絵画等のアート作品のプライベートセール（以下、「アート売買取引」という。）の中に、実質的には金融取引等と処理すべきもの及び売買契約締結時に売上計上されていたが引渡時に売上計上されるべきであったものが含まれていたとの評価を受けております。

当社は、報告内容の検討及びこれを受けた自主調査の結果、金融取引等及び売上計上時期に関する不適切な会計処理が行われていたことを確認しました。このため、当社は影響のある過年度の決算を訂正することが適切であると判断し、第30期（2019年5月期）から第34期（2023年5月期）の各有価証券報告書、第31期（2020年5月期）第1四半期から第35期（2024年5月期）第3四半期までの各四半期報告書について、訂正報告書を2024年11月1日及び2024年11月5日に提出いたしました。

なお、売上計上時期に関する会計処理の調査に関して、収益の認識時点の確認のために商品の引渡時点が確認できる外部証拠である受領確認書を取引先から入手し、当該証拠の確認が出来ない場合には、入金証憑、引渡時点を特定する出張記録、システムの出庫記録等の資料に基づき、売上の計上時期の訂正を行っております。しかしながら、前連結会計年度のプライベートセールにおける売上取引のうち売上高16,597千円（売上総利益7,377千円）につきましては、引渡時点を特定することができなかったため、入金日又は契約日に基づき計上しております。

上記訂正による、各連結会計年度における財務数値への影響は、下記のとおりです。

(単位：千円)

	第30期 2019年5月期	第31期 2020年5月期	第32期 2021年5月期	第33期 2022年5月期	第34期 2023年5月期	第35期 2024年5月期 第3四半期
売上高	△3,703	2,733	△529,244	338,613	△160,650	△135,651
経常利益	△9,115	8,590	△181,064	47,617	△62,080	△79,315
親会社株主に 帰属する 当期（四半 期）純利益	△6,968	△119,514	△178,569	49,530	△68,689	△78,477
純資産額	△6,968	△126,483	△305,053	△255,522	△324,212	△402,689
総資産額	△6,968	△124,978	△205,059	212,942	△84,934	△83,177

V. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

機械装置及び運搬具 94,041千円

担保付債務は、次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金 17,332千円

長期借入金 69,348千円

2. オークション未収入金及びオークション未払金は、オークション事業により発生する落札者及び出品者に対する未決済債権及び債務残高であります。

なお、オークション未収入金及びオークション未払金の期末残高は、期末日とオークション開催日との関係によって増減いたします。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 260,739千円

4 前受金のうち、契約負債の残高 43,356千円

VI. 連結損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 2,067,589千円

VII. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普 通 株 式	10,736,118株	281,700株	－株	11,017,818株

(注) 当連結会計年度の発行済株式の増加株式数は、新株予約権の行使にともなう新株発行によるものです。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

当連結会計年度の末日において発行している新株予約権等（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数

普通株式 1,353,500株

4. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

Ⅷ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余裕資金の運用は銀行預金に限定しており、それ以外の金融商品による運用は行っておりません。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

営業債権である売掛金とオークション未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

オークション事業における前渡金はオークション出品者に対して、予想される落札に対するオークション出品代金の一部の前渡しをするものであり、不落札になった場合は顧客の信用リスクがあります。

長期貸付金は、貸付先に対する信用リスクに晒されております。

短期借入金は、主に商品の仕入及び前渡金に係る運転資金の調達を目的としております。

長期借入金は、設備投資に係る資金調達及び長期的な運転資金の調達を目的としております。そのうち設備投資に係る長期借入金は金利変動リスクに晒されておりますが、その一部はデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年5月31日（当連結会計年度末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時 価 （千円）	差 額 （千円）
(1) 投資有価証券	6,694	6,694	－
(2) 長期貸付金	73,585		
貸倒引当金（※3）	△73,585		
	－	－	－
資産計	6,694	6,694	－
(1) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	202,573	202,573	－
負債計	202,573	202,573	－
デリバティブ取引（※4）	(1,708)	(1,708)	－

※1 「現金及び預金」については、現金であること、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

※2 「売掛金」、「オークション未収入金」、「前渡金」、「買掛金」、「オークション未払金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」、「前受金」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、記載を省略しております。

※3 長期貸付金に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

※4 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

※5 市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券	870
関係会社株式	60,600

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,221,441	—	—	—
売掛金	4,374	—	—	—
オークション未収入金	267,815	—	—	—
合計	1,493,631	—	—	—

(注) 長期貸付金73,585千円については、償還予定時期が確定していないため、上表に含めておりません。

4. 借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	90,000	—	—	—	—	—
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	35,882	39,556	39,556	39,556	39,576	8,447
合計	125,882	39,556	39,556	39,556	39,576	8,447

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	6,694	－	－	6,694
デリバティブ取引	－	(1,708)	－	(1,708)

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

相場価格を用いて評価しております。活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しているため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定を含む）	－	202,573	－	202,573

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

主に変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価が帳簿価額に近似することから当該帳簿価額によっているため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

IX. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	アート関連事業	その他事業	計
オークション事業	870,383	－	870,383
プライベートセール	802,279	－	802,279
資産防衛ダイヤモンド販売事業	350,964	－	350,964
売電関連事業	－	30,567	30,567
その他	13,394	－	13,394
顧客との契約から生じる収益	2,037,021	30,567	2,067,589
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	2,037,021	30,567	2,067,589

2. 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約及び履行義務については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 7. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度（千円）
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	502,332
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	272,190
契約負債(期首残高)	299,590
契約負債(期末残高)	43,356

契約負債は、主にプライベートセール及び資産防衛ダイヤモンド販売事業の顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

X. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	212円72銭
1株当たり当期純損失（△）	△13円24銭

個別注記表

(自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定率法、ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

なお、当社は、従業員数300人未満の小規模企業等に該当するため、簡便法を採用しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、履行義務に対応する対価は、履行義務が充足された後、概ね1～2ヵ月以内に受領しているため、重要な金融要素を含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる変動対価はありません。

(1) プライベートセール

連結計算書類の「連結注記表 I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 7. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(2) 経営指導料

子会社の企業経営全般に関するサービスの提供を履行義務として、子会社に対し月単位で継続的に行われるため、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断しており、当該サービスは、役務を提供する月単位で収益を認識しております。

II. 会計上の見積りに関する注記

1. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品	310,878千円
売上原価	16,592千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類の「連結注記表 II. 会計上の見積りに関する注記 1. 棚卸資産の評価」に記載した内容と同一であります。

2. 関係会社に対する投融資の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	784,925千円
関係会社長期貸付金	782,140千円
関係会社長期未収入金	57,000千円
貸倒引当金	△434,794千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については、関係会社の超過収益力を反映した実質価額が取得価額に比べ著しく下落した場合、将来の事業計画等により回復可能性が十分な証拠により裏付けられている場合を除き、減損処理を行うこととしております。事業計画は、将来の不確実な経済条件の変動などにより影響を受け、実際の業績が計画と異なった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、関係会社が債務超過となった場合、関係会社貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、関係会社の純資産額を基礎として個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を算定し、当該回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

Ⅲ. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を当事業年度の期首から適用しております。これによる計算書類への影響はありません。

Ⅳ. 追加情報に関する注記

(不適切な会計処理)

当社の連結子会社であるShinwa Prive株式会社等において、2019年5月期から2024年5月期までのプライベートセールに関する不適切な会計処理により、実態と相違がある売上計上が行われている疑いがあることが判明いたしました。これを受け、2024年7月4日開催の取締役会において、プライベートセールに関する会計処理において疑義が発生したため、専門的かつ客観的な調査が必要であるとの判断に至り、業績への影響の有無、社内体制の不備の有無や原因の究明及び再発防止策の策定等を目的として、外部専門家で構成される第三者委員会の設置につきまして決議いたしました。

当社は、2024年9月6日、第三者委員会から調査報告書を受領し、連結子会社であるShinwa Prive株式会社等が行った絵画等のアート作品のプライベートセール(以下、「アート売買取引」という。)の中に、実質的には金融取引等と処理すべきもの及び売買契約締結時に売上計上されていたが引渡時に売上計上されるべきであったものが含まれていたとの評価を受けております。

当社は、報告内容の検討及びこれを受けた自主調査の結果、金融取引等及び売上計上時期に関する不適切な会計処理が行われていたことを確認しました。このため、当社は影響のある過年度の決算を訂正することが適切であると判断し、第30期(2019年5月期)から第34期(2023年5月期)の各有価証券報告書、第31期(2020年5月期)第1四半期から第35期(2024年5月期)第3四半期までの各四半期報告書について、訂正報告書を2024年11月1日及び2024年11月5日に提出いたしました。

なお、売上計上時期に関する会計処理の調査に関して、収益の認識時点の確認のために商品の引渡時点が確認できる外部証拠である受領確認書を取引先から入手し、当該証拠の確認が出来ない場合には、入金証憑、引渡時点を特定する出張記録、システムの在庫記録等の資料に基づき、売上の計上時期の訂正を行っております。しかしながら、前事業年度のプライベートセールにおける売上取引のうち売上高7,772千円(売上総利益4,123千円)につきましては、引渡時点を特定することができなかったため、入金日又は契約日に基づき計上しております。

上記訂正による、各事業年度における財務数値への影響は、下記のとおりです。

(単位：千円)

	第30期 2019年5月期	第31期 2020年5月期	第32期 2021年5月期	第33期 2022年5月期	第34期 2023年5月期
売上高	－	－	－	－	－
経常利益	△6,111	6,111	－	1,458	△1,458
当期純利益	△4,240	△122,242	△32	25,651	△3,348
純資産額	△4,240	△126,482	△126,515	△100,864	△104,212
総資産額	△4,240	△125,947	△126,515	△99,456	△104,209

V. 貸借対照表に関する注記

1. オークション未収入金及びオークション未払金は、オークション事業により発生する落札者及び出品者に対する未決済債権及び債務残高であります。

なお、オークション未収入金及びオークション未払金の期末残高は、期末日とオークション開催日との関係によって増減いたします。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 50,058千円

3. 偶発債務

保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

Shinwa ARTEX株式会社 86,680千円

4. 関係会社に対する金銭債権は次のとおりであります（区分表示されたものを除く）。

短期金銭債権 177,938千円

長期金銭債権 57,000千円

VI. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 415,197千円

仕入高 45千円

販売費及び一般管理費 108千円

営業取引以外による取引高

受取利息 11,710千円

VII. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

賞与引当金否認額	1,278 千円
退職給付引当金否認額	704
未払事業税否認額	5,185
減価償却超過額	155
貸倒引当金否認額	141,319
棚卸商品評価損否認額	22,902
関係会社株式評価損否認額	162,369
投資有価証券評価損	26,001
資産除去費用否認額	363
繰越欠損金	226,456
その他	12,888
小計	599,626
評価性引当額	△599,626
繰延税金資産合計	—

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△375
繰延税金負債合計	△375
繰延税金負債の純額	△375

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年6月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債について、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しておりますが、この税率変更による影響は軽微であります。

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 称	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者 との 関係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
子 会 社	Shinwa Auction 株 式 会 社	所有 直接 100%	役員の兼任	経営指導料 の 収 入	244,800	売 掛 金	44,880
				商 品 売 上	11,877	—	—
子 会 社	Shinwa Prive 株 式 会 社	所有 直接 100%	役員の兼任	経営指導料 の 収 入	57,600	売 掛 金	63,360
				商 品 売 上	120	長期未収入金 (注) 2	57,000
				資金の貸付	—	関 係 会 社 長期貸付金 (注) 2	268,140
				受 取 利 息	4,014	—	—
子 会 社	Shinwa ARTEX 株 式 会 社	所有 直接 100%	役員の兼任	経営指導料 の 収 入	43,200	売 掛 金	3,960
				資金の貸付	—	関 係 会 社 長期貸付金 (注) 3	484,000
				受 取 利 息	7,246	—	—
				債 務 保 証 (注) 4	86,680	—	—
子 会 社	アイアート 株 式 会 社	所有 直接 100%	役員の兼任	経営指導料 の 収 入	57,600	売 掛 金	63,360
子 会 社	S h i n w a Digital Arts 株 式 会 社	所有 直接 100%	役員の兼任	資金の貸付	—	関 係 会 社 長期貸付金 (注) 5	30,000
				受 取 利 息	449	未 収 入 金	674

2. 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の 所有（被所有）割合 （％）	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
役員	高橋 健治	(被所有) 0.9(直接)	当社代表 取締役社長	新株予約権 の行使	36,187 (注) 6	—	—
役員	秋元 之浩	(被所有) 10.2(直接) 10.1(間接)	当社取締役	新株予約権 の行使	69,450 (注) 6	—	—

- (注) 1. 取引条件の決定にあたっては、経営指導料については業務内容を勘案し、協議の上決定しております。また、資金の貸付については市場金利を勘案し行っております。
2. Shinwa Prive株式会社への関係会社長期貸付金に対する貸倒引当金残高は268,140千円、長期未収入金に対する貸倒引当金残高は57,000千円であります。
3. Shinwa ARTEX株式会社への関係会社長期貸付金に対する貸倒引当金残高は79,267千円であります。
4. Shinwa ARTEX株式会社の銀行借入等に対して、債務保証を行っております。取引金額については期末時点の保証債務残高を記載しております。
5. Shinwa Digital Arts株式会社への関係会社長期貸付金に対する貸倒引当金残高は30,000千円であります。なお、2024年10月30日付でEdoverse株式会社より商号変更しております。
6. 新株予約権（ストック・オプション）の権利行使による払込金額を記載しております。

IX. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約及び履行義務については、「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

X. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	199円06銭
1株当たり当期純損失（△）	△11円87銭